精神科訪問看護重要事項説明書

あなたやご家族が利用しようと考えている訪問看護サービスについて、知っておいていただきたい内容を説明いたします。

１．訪問看護とは･･･地域で生活している利用者様のご自宅等へ看護師、精神保健福祉士、作業療法士などが訪問し、利用者様およびご家族様へ個別に看護サービスや生活上の支援を実施することです。

２．訪問看護の目的･･･訪問看護を通して、病状観察、服薬指導、医療の継続、症状悪化時の対応、生活上の困りごとの相談に対応することで自立したその人らしい生活を送ってもらうことを目的としています。

３．訪問看護サービスを提供する事業所

事業所名	社会医療法人居仁会　心の訪問看護ステーションひなが
所在地	三重県四日市市日永西 3 丁目 5 番 37 号 TEL：059-348-5511　　FAX：059-348-5512
事業所管理者	島本美保子
職員体制	看護師・准看護師　　12 名（常勤 1 名・非常勤 11 名） 精神保健福祉士　　１名（非常勤） 事務員　　１名（非常勤）

４．サービスの内容
・健康状態の観察と病状観察
・日常生活の援助・助言（衣食住、生活リズムなど）
・薬の飲み方や、病気・治療についての相談・教育的支援
・対人関係の相談
・社会参加の支援
・ご家族への支援・相談

５．事業実施地域及び営業時間

対象地域	四日市市
営業日	月～土曜日，土曜日は午前のみ（第三土曜日・祝祭日・12/30～1/3・夏期休暇 2 日を除く） ※休日は別途お知らせします
営業時間	月～金曜日：8:30～17:00　土曜日：8:30～12:15

６．ご利用方法
ご利用の相談は、ステーションにご連絡ください。総合心療センターひながに入院中・通院中の方は、主治医や病院スタッフに直接相談していただけます。
ご利用には、主治医からの指示書が必要になります。指示書は訪問看護ステーションに提出されます。

主治医の指示書が発行された後、面接を行い、サービスの説明と契約を行います。訪問看護計画書に同意をいただいた後、訪問看護が開始になります。

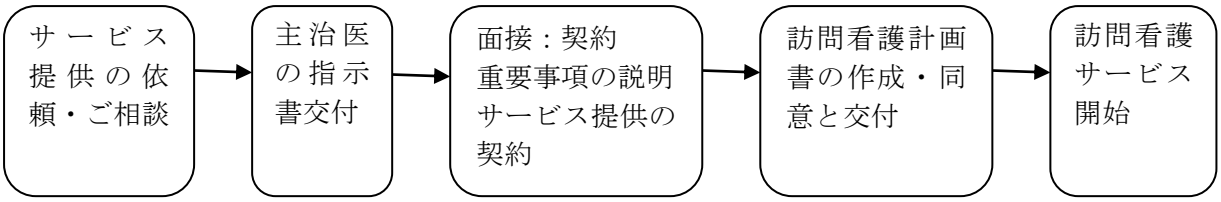

7．ご利用料金

①訪問看護料金

※訪問看護料についての詳細は、別紙をご参照ください。

料金は各種医療保険の適用が受けられます。自立支援医療の手続きを行うことで１割負担となります。

②交通費

交通費は、無料です。

【利用料金等のお支払い方法】

毎月、10 日までに前月分の請求をいたしますので、25 日までにお支払いください。総合心療センターひながに通院されている方は、受診時に病院の会計窓口でお支払いいただきます。

なお、総合心療センターひながを利用されていない方は、請求書を郵送させていただきますので、郵便振込でのお支払いでお願いいたします（振込手数料は無料)。入金確認後、領収証を発行します。

※領収書の再発行はいたしませんので、お取り扱いには十分お気をつけください。

8. ご利用にあたってのお願い

・保険証及び自立支援受給者証などの確認をさせていただきます。これらの内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
・やむを得ず訪問予定の変更を希望される場合は、事前にご連絡ください。変更に関しては可能な限り努力致しますが、ご希望に添えない場合もありますのでご了承下さい。
・訪問予定の時刻については、当日の交通事情等により、多少前後することがあります。予めご了承ください。
・通常は２名で訪問します。ただし、ステーションの都合で１名で訪問させていただくこともありますので、ご了承ください。
・デイケアを利用されている方は、訪問看護とデイケアの同日利用はできませんのでご注意ください。（ショートケアは、同日利用できます。）
・訪問看護実施にあたり、利用者様ならびに訪問看護スタッフの安全確保のため、災害発生時（台風、大雨暴風警報発令時、積雪による道路交通事情、地震など）は、やむを得ず訪問看護を中止させていただく場合があります。
中止に関し、可能な限り事前にご連絡させていただきますが、場合によっては連絡できないこともあります。
・訪問看護中、事故やトラブルが発生した場合は、訪問看護を中止させていただく場合があります。飲酒されている状態では、訪問看護は受けられません。
・訪問看護回数の変更、利用の終了については、主治医とご相談ください。

・利用者様およびご家族様の住所、電話番号が変更になった場合は速やかにご連絡ください。

9.　緊急時および事故発生時の対応方法

・緊急時および事故発生時にあたっては、緊急対応のうえ利用者様の主治医へ連絡しその指示に従います。また登録されている緊急連絡先に連絡いたします。
・訪問看護中、身体および精神症状の悪化により、緊急受診が必要と判断し、救急搬送を依頼する場合があります。救急隊へ利用者様情報を提供させていただきます。
・当事業所の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責に原因をみとめられる損害賠償については速やかに対応します。

10.　虐待の防止についての対応方法

・利用者等の人権の擁護・虐待防止等の為に次に挙げる通り必要な措置を講じます。
・事業所職員は虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、啓発・普及するために研修会を定期的に実施しています。
・サービス提供中に、当該事業所職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通報し対応します。
・虐待防止に関する責任者を選定しています。
　責任者：管理者　　島本美保子
（身体拘束等の正当化）
・本事業所は、身体拘束等の正当化のための指針を整備し、職員に向け研修を定期的に実施します。

11.　ハラスメントについての対応方法

下記の行為が見受けられた際、場合により利用者に対し契約解除します。
・身体的暴力（物をなげつける・刃物を向ける・服をひきちぎる　など）
・精神的暴力（怒鳴る・奇声や大声を発する・特定の職員に嫌がらせをする）
・セクシャルハラスメント（身体を触る・腕を引張る・ストーカー行為・抱きしめる）
・カスタマーハラスメント（契約外の無理な要求など）

12.　個人情報の保護

・訪問看護をするうえで知り得た利用者様またはそのご家族の秘密を守ることを義務とし、個人情報の管理に厳重な注意を払います。訪問看護の内容は、主治医へ書面で報告させていただきます。必要時に他機関と連携を行うこともありますが、その際には事前に同意を得た上で適正な取り扱いに努めます。

13.　苦情・相談の窓口

心の訪問看護ステーションひなが
　　相談担当者：　管理者　島本美保子
　　連絡先：　　電話：059-348-5511　　FAX：059-348-5512
　　受付時間：月～金曜日：8:30～17:00
　　土曜日：8:30～12:15（第 3 土曜日は休み）

お気軽にご相談ください。
当事業所以外に、市役所の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

＊四日市市役所　健康福祉部　介護・高齢福祉課
　四日市市諏訪町1番5号
電話：059-354-8425
FAX　：059-354-8280
＊三重県国民健康保険団体連合会（介護保険課苦情処理係）
　津市桜橋2丁目96番地　三重県自治会館2階
専用電話：059-222-4165

2016年11月1日施行
2017年4月1日改定
2017年11月1日改定
2017年12月1日改定
2018年2月1日改定
2019年4月1日改定
2020年4月1日改定
2020年7月1日改定
2022年7月1日改定
2023年4月1日改定
2024年4月1日改定
2025年4月1日改定

「個人情報の利用目的等について」

当訪問看護ステーションでは、利用者様に安心して訪問看護を受けていただくために、安全な看護サービスの提供に努めるとともに、利用者様の個人情報の管理に厳重な注意を払っています。

◇　個人情報の利用目的

当訪問看護ステーションでは、利用者様の個人情報を以下の目的で利用させていただくことがあります。これら以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合には、改めて利用者様から同意をいただくことにしておりますのでご安心ください。

- 訪問看護の提供に関わるもの
  - □　利用者様に提供する看護サービス
  - □　主治医への報告書・計画書の提出
  - □　主治医及び関係機関との連携
  - □　他医療機関・訪問看護ステーション・介護サービス事業者からの照会への回答
  - □　利用者様の看護サービスに対して、外部の専門職者の意見・助言を求める場合
  - □　ご家族などへのサービス内容の説明
- 診療費請求のための事務
  - □　審査支払い機関へのレセプトの提供
  - □　審査支払い機関又は保険者からの紹介の回答
- 当ステーションの管理運営業務
  - □　会計・経理
  - □　医療事故等の報告
  - □　利用者様への看護サービスの向上
  - □　その他、利用者様にかかる管理運営業務
- 訪問看護業務の維持・改善のための基礎資料
- 臨地実習などへの協力
- 訪問看護の質の向上を目的とした法人内での症例研究
- 外部監査機関への情報提供
- 行政機関などの要請における照会・届出・報告など

上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたいものがある場合には、その旨をお申し出ください。お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。

◇　個人情報の開示・訂正・利用の停止について

当訪問看護ステーションでは、利用者様の個人情報の開示・訂正・利用の停止につきましても、「個人情報の保護に関する法律」に基づいて進めていきます。

ご不明な点がございましたら、責任者までお気軽にお尋ねください。

心の訪問看護ステーションひなが　管理者　島本美保子
電話：059-348-5511　　FAX：059-348-5512